

アーモンドミルクについての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行うアーモンドミルクについての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0033 アーモンドミルク

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0033** による。

4 検査の方法

検査は、次の方法によって行わなければならない。

- a) 検査は、抽出して行う。
- b) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、**箇条 5** による。

5 検査

5.1 第 1 種検査方法

5.1.1 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められるアーモンドミルクの 1 日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に 1 個の容器を抽出して試料とする。

5.1.2 検査に係る格付の基準

抽出した試料ごとに、**JAS 0033** の**箇条 4** 及び**箇条 5** に掲げる事項に適合するか確認を行い、当該試料が適合するときは、その検査荷口のアーモンドミルクを合格に格付する。

5.2 第 2 種検査方法への移行

5.1 によって検査を行った結果、その検査荷口のアーモンドミルクが連続して 5 回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、**5.3** による。

5.3 第2種検査方法

5.3.1 抽出の割合

5.2 によって抽出の割合及び検査に係る格付の基準が 5.3 によることとなったアーモンドミルクで、原料及び製造条件が同一と認められるものの 15 日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に 1 個の容器を抽出して試料とする。

5.3.2 検査に係る格付の基準

5.1.2 による。

5.4 第1種検査方法への移行

5.3 によって検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5.1 による。

制定等の履歴

制 定 令和 8 年 8 月 27 日農林水産省告示第 1299 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 8 年 8 月 27 日農林水産省告示第 1299 号
令和 8 年 9 月 26 日から施行する。